(参考様式１の１)

木材の安定取引に関する協定書（例）

　【製材業者】○○○木材株式会社（以下「甲」という。）と【素材生産業者】有限会社○○○林業（以下「乙」という。）とは、大径材の取引について、次のとおり協定する。

（但し、取引については○○市場を経由することとする。）　※市場を経由する場合に記載すること。

　（但し、原木については、素材生産業者によって県内で生産され乙に運ばれてきた材とする。）

　　※市場と直接協定を締結する場合に記載

（目的）

第１条　この協定は、大径材の安定供給を推進するため、甲と乙の大径材取引に関しての基本的事項について定めるものとする。

（大径材取引量）

第２条　甲及び乙は協議の上取引する原木の種類及び数量に関する計画を次のとおり定めるものとする。

　樹種：

　数量： 　　ｍ3／年（うち大径材　　㎥）

（取引価格）

第３条　甲が乙から引き取る大径材の取引価格は、種類ごとに市場価格を参考として、甲乙が毎月協議の上、契約するものとする。

２　県の補助事業を活用し、協定を締結した素材生産業者へ原木運搬経費を支援する旨、明記している事業ついては、素材生産業者へ取引数量分の補助金を支払うものとする。

（なお、木材市場と２者協定であることから、素材生産業者に対する取引数量分の補助金の支払いは市場を仲介して支払うものとする。）　※市場と直接協定を締結する場合に記載

（変更等）

第４条　この協定を変更しなければならない重大な事態が発生した場合には、甲乙協議し、変更することができるものとする。

２　甲又は乙が故意又は過失によりこの協定に違反したときは、この協定を解除することができるものとする。

（有効期間）

第５条　この協定の有効期間は、○○年○○月○○日までとする。ただし、甲乙に異議がない場合は、協定期間を１年延長するものとし、以降も同様とする。

（疑義の決定）

第６条　この協定書に定めない事項又は各条項について疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

　上記の協定の成立を証するため、この協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○年○○月○○日

甲（住所）

（氏名）

乙（住所）

（氏名）

(参考様式１の２)

製材品（○○○）の安定取引に関する協定書（例）

　【製材業者】△△木材株式会社（以下「甲」という。）と【最終加工事業者】有限会社□□木材（以下「乙」という。）とは、○○○の取引について、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、○○○の安定供給を推進するため、甲と乙の○○○の取引に関しての基本的事項について定めるものとする。

（取引量）

第２条　甲及び乙は協議の上取引する○○○の種類及び数量、品質に関する計画を次のとおり定めるものとする。

　樹種：

　数量： 　　ｍ3／年

品質：

（取引価格）

第３条　甲が乙から引き取る○○○の取引価格は、種類ごとに市場価格を参考として、甲乙が毎月協議の上、契約するものとする。

（変更等）

第４条　この協定を変更しなければならない重大な事態が発生した場合には、甲乙協議し、変更することができるものとする。

２　甲又は乙が故意又は過失によりこの協定に違反したときは、この協定を解除することができるものとする。

（有効期間）

第５条　この協定の有効期間は、○○年○○月○○日までとする。ただし、甲乙に異議がない場合は、協定期間を１年延長するものとし、以降も同様とする。

（疑義の決定）

第６条　この協定書に定めない事項又は各条項について疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

　上記の協定の成立を証するため、この協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する

ものとする。

○○年○○月○○日

甲（住所）

（氏名）

乙（住所）

（氏名）